

会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

その前に、建設下水道課長より昨日の高坂茂議員の一般質問の答弁に対し説明したい旨がありました。この発言を許します。

建設下水道課長（外山昌彦君）

昨日の高坂議員の一般質問の中で、町道全体の延長に対する社会資本総合整備計画の舗装補修延長の割合についてお答えいたします。

町道の総延長は427路線で311キロメートルとなっておりますので、社会資本総合整備計画の5か年の舗装補修延長11.9キロメートルは約3.8%の割合となっております。

なお、町道のうち幹線となる1級及び2級の道路延長は52路線で84.1キロメートルですので、幹線道路に対する舗装補修の割合は14.1%となっております。

以上です。

議 長（川村重光君）

それでは、日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 報告第7号 第5次六戸町総合振興計画基本構想についてを議題といた

します。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、報告第7号 第5次六戸町総合振興計画基本構想について説明申し上げます。
議案書の1ページをご覧ください。

本件は、六戸町の最上位計画である総合振興計画について、令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間とした第5次六戸町総合振興計画を策定したので、その基本構想について別冊のとおり報告するものであります。

内容につきましては、先日の全員協議会で説明させていただいておりますので省略させていただきますが、本計画に掲げる町の将来像の実現に向け、議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます、報告を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第7号 第5次六戸町総合振興計画基本構想についてを終わります。

次に、日程第3 議案第52号 十和田地区環境整備事務組合の解散についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第52号 十和田地区環境整備事務組合の解散についてご説明いたします。

議案書 2 ページになります。

本案は、令和 3 年 3 月 31 日をもって十和田地区環境整備事務組合を解散することについて協議するためのものであります。

解散の理由であります。十和田地区環境整備事務組合の共同処理している事務の全部を十和田市、三沢市及び十和田地域広域事務組合において処理することに伴い、十和田地区環境整備事務組合を解散するものであります。

十和田地区環境整備事務組合のし尿等処理施設は、六戸衛生センターと三沢地区衛生センターの 2 か所がありますが、両施設とも老朽化が進んでおります。そこで、六戸衛生センター一分と合わせ、三沢地区衛生センターで処理している六戸町とおいらせ町分のし尿等を、十和田市の下水処理施設で処理することといたしました。

現在、十和田市の下水処理場敷地内にし尿等前処理施設を建設しており、来年 4 月 1 日の供用開始を目指しております。三沢市分のし尿等につきましては、三沢市単独での処理となります。

このことにより、十和田地区環境整備事務組合で共同処理している事務や債務は十和田地域広域事務組合が承継し、土地や建物などの財産は十和田地域広域事務組合と三沢市がそれぞれ承継することとなり、来年 3 月 31 日をもって解散するものであります。

以上で議案第 52 号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 十和田地区環境整備事務組合の解散については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第53号 十和田地区環境整備事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第53号 十和田地区環境整備事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継についてご説明いたします。

議案書3ページからになります。

併せて、別冊補足資料1ページの財産一覧表もご参照ください。

本案は、令和3年3月31日をもって十和田地区環境整備事務組合を解散することに伴い、同組合の財産処分及び事務承継について協議するためのものです。

4ページをご覧ください。

まず、1、十和田地区環境整備事務組合の財産処分についてであります。

（1）処分する財産及び帰属先ですが、土地や施設等の公有財産及び5ページになりますが各施設の物品は、それぞれ十和田地域広域事務組合と三沢市に、5ページ中ほどの債務は十和田地域広域事務組合に帰属されます。

基金につきましては、5ページから6ページに記載のとおり、総務・議会費分、六戸衛生センター分、三沢地区衛生センター分があり、それぞれ構成市町村の負担割合に応じて配分されます。

(2) 処分時期は、公有財産と物品及び債務は令和3年4月1日、基金は令和3年度中で令和2年度の同組合決算認定後となります。

7ページをご覧ください。

次に、2、十和田地区環境整備事務組合の事務承継についてであります。

(1) 十和田地域広域事務組合に承継する事務は、アからオに定めたとおり、決算の認定、基金の配分、六戸衛生センターに関する事務、し尿等前処理施設の設置及び管理運営、十和田地域広域事務組合管内におけるし尿等の収集、運搬及び前処理に関する事務、収集や運搬、浄化槽の清掃等を業とする者に関する事務となります。

(2) 三沢市に承継する事務は、アから、8ページ、エに定めたとおり、三沢地区衛生センターに関する事務、三沢市管内におけるし尿等の収集、運搬及び処分に関する事務、収集や運搬、浄化槽の清掃等を業とする者に関する事務となります。

8ページをご覧ください。

(3) 十和田市、五戸町、六戸町、おいらせ町及び新郷村に承継する事務は、前処理を除くし尿等の処分に関する事務となります。

以上で議案第53号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 十和田地区環境整備事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第54号 十和田地域広域事務組合の共同処理する事務の変更及び十和田地域広域事務組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

議案第54号 十和田地域広域事務組合の共同処理する事務の変更及び十和田地域広域事務組合規約の変更についてご説明いたします。

議案書9ページからになります。

併せて、別冊補足資料2ページから3ページの新旧対照表もご参照ください。

本案は、十和田地域広域事務組合の共同処理する事務に、し尿及び浄化槽汚泥の前処理を行う施設の設置及び管理運営に関する事務、し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び前処理に関する事務、し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分を業とする者に関する事務並びに浄化槽清掃を業とする者に関する事務を加えるとともに、監査委員の選任の方法を見直すこととするため、同組合規約の変更について協議するためのものであります。

11ページをご覧ください。

変更内容であります。本文3行目から7行目になりますが、同組合規約の共同処理する事務を定める第3条にし尿及び浄化槽汚泥の前処理等に関する事務などを加え、8行目からの第15条は「十和田市代表監査委員」を「十和田市の代表監査委員」に改め、監査委員の選任方法を見直すものであります。

12ページの附則につきましては、施行期日を令和3年4月1日からとし、第2項に先ほどの議案第53号でご説明いたしました十和田地区環境整備事務組合から承継する事務を定めるものであります。

以上で議案第54号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 十和田地域広域事務組合の共同処理する事務の変更及び十和田地域広域事務組合規約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第55号 し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務の委託についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第55号 し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務の委託についてご説明いたします。

議案書14ページからになります。

本案は、十和田地区環境整備事務組合の解散により、同組合から承継するし尿及び浄化槽汚泥の前処理を除く処分に関する事務を十和田市に委託することについて、協議するためのものです。

前処理を除くし尿等の処理に関する事務は、十和田市、五戸町、六戸町、おいらせ町及び新郷村に承継されますが、十和田市の下水処理施設において汚泥処理をしますので、それぞれの町村が事務の委託に関する規約により十和田市に委託することとなります。

15ページをご覧ください。

十和田市と六戸町とのし尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務の委託に関する規約であります。

第1条は委託事務の範囲、第2条は管理及び執行の方法、第3条は経費の負担及び予算の執行、第4条は予算の計上、第5条は決算の場合の措置、第6条は連絡会議、第7条は変更の場合の措置、第8条はその他について定めております。

この規約に基づき、十和田市の下水処理施設においてし尿及び浄化槽汚泥の処分を行い、その経費については構成町村の負担割合に応じて十和田市に支払うものであります。

以上で議案第55号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務の委託については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第56号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (吉田史明君)

議案第56号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

ます。

議案書の18ページから20ページまでとなります。

説明補足資料4ページ、5ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については令和3年1月1日から施行されることに伴い、課税事務に支障を来さないよう改正するものであります。

改正内容は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、7割軽減、5割軽減、2割軽減、それぞれの軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものであります。

附則は、施行期日を令和3年1月1日からとし、改正後の規定は令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

以上で議案第56号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第57号 六戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(小林 章君)

議案第57号 六戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書21ページからになります。

併せて、別冊補足資料6ページからの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われたことに伴い、改正するものであります。

22ページをご覧ください。

改正内容であります。後期高齢者医療保険料における延滞金につきましては地方税に準ずる形で定めており、本文2行目になりますが、第6条第1項中の「3月」を「1月」に改正し、3行目からの附則第2条は「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるとともに、地方税に準ずる条文に改正するものであります。

附則は、施行期日と経過措置を定めるものであります。

以上で議案第57号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 六戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、入替えのため暫時休憩いたします。5分程度といたします。

休憩（午前10時23分）

再開（午前10時26分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第9 議案第58号 令和2年度六戸町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、議案書の24ページからになります。

議案第58号 令和2年度六戸町一般会計補正予算（第6号）について説明申し上げます。

本補正予算は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,416万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億2,160万1,000円とするものであります。

補正の主な内容について、補正予算に関する説明書によりご説明いたします。ご用意いたします。

予算書の一部に訂正がございます。

18ページをお開き願います。

18ページの一番下、右側の説明欄の負担金、「十和田地区広域事務組合」とありますが、「十和田地域広域事務組合」の誤りですので、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、最初に歳入について説明いたします。

3ページになります。

上段の11款地方交付税では、普通交付税額の確定により1,536万5,000円の増額計上となります。

下段の15款国庫支出金から次の4ページ中段の16款県支出金までにつきましては、歳出における各種事業との関連において、それぞれ所要額を補正計上しておりますが、3ページに戻って、下段になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金の5目総務費国庫補助金では、4節の特別定額給付金事業費補助金と5節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におきましても、補助額の確定によりそれぞれ追加計上しており、項の計では1億

2,843万6,000円の増額計上となります。

5 ページにまいります。

上段の20款繰越金では、前年度繰越金の額の確定により4,957万6,000円の増額計上です。

1つ戻って、19款繰入金については、これまでの補正などにおいて、主に新型コロナウイルス感染症対応事業の当面の財源として計上してきておりましたが、今回、先ほど15款国庫支出金で申しあげましたように、国からの臨時交付金の一定額が確定したことに伴う財源の組替えを行い、1億6,636万5,000円の減額となります。

次に、歳出について説明いたします。

7 ページからになります。

歳出につきましては、各款項にわたり、人件費、物件費、補助費、扶助費等各費目の確定や見込額の精査により補正計上し、併せて財源調整をしております。

人件費につきましては、副町長の就任に伴う追加分と青森県人事委員会勧告による減額及び精査による補正であり、詳細につきましては、21ページからの給与費明細書に示してございます。

それでは、歳出の主な補正内容について説明させていただきます。

7 ページの2款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費の11節需用費に新たな課の設置に伴う消耗品費17万3,000円と消防点検による指摘箇所の修繕料76万円を追加計上、同じく18節備品購入費には、新たな課の設置に伴う備品購入費336万円を追加計上しました。

めくっていただいて、8 ページ上段、8 目情報施策推進費の13節委託料と18節備品購入費には、これもまた新たな課の設置に伴うネットワーク環境整備等の経費を追加計上しております。

同じく9 目町民バス運行費の11節需用費に、町民バスの修繕料113万円を追加計上。そして、12目新型感染症対策事業費では、1人10万円の定額給付金事業など、既に完了した事業や金額の確定した事業を精査により減額したほか、新規の計上といたしましては、年明け2月中旬から始まります確定申告相談の会場におけるコロナ対策のため、臨時職員の雇用、プレハブ設置、呼出しベル等の物品の購入などの経費として、1節報酬、9節旅費、11節需用費、14節使用料及び賃借料、15節工事請負費、そして18節備品購入費、合わせて139万7,000円を追加計上しております。

そのほか、一番下の15節工事請負費には、六戸小学校2階男子便所改修工事と、9 ページに移って社会福祉施設自動水栓取付工事、図書館新型感染症対策改修工事を追加計上したほ

か、18節備品購入費には、下のほうになりますが、包括支援センターに気化式加湿器を追加計上しており、項の計で2,170万2,000円の増額計上となります。

続いて、11ページ下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費では、2目老人福祉費において、主に敬老会中止に伴う減額と、12ページに移って、3目障害者福祉費の20節扶助費の増額ほかで、項の計で49万2,000円の減額となります。

次に、中段の3款民生費、2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費において、特別保育事業の対象児童数の増により、19節負担金補助及び交付金に補助金176万4,000円を追加計上。

13ページ上段にまいります。

4款衛生費、1項保健衛生費では、2目予防費において高齢者のインフルエンザ予防接種者の増加に伴い、13節委託料と20節扶助費の増額計上ほかで、項の計で266万1,000円の増額計上となります。

続いて、下段の6款農林水産業費、1項農業費では、3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金において、対象者がなかったことから、農業次世代人材投資事業補助金300万円を減額したほか、14ページに移ります、同じく4目畜産業費の19節負担金補助及び交付金においては、新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見送りました黒毛和種繁殖雌牛導入支援事業補助金700万円を減額し、項の計で1,075万6,000円の減額計上となります。

続いては、15ページ中段になります。

8款土木費、3項住宅費では、1目住宅管理費の11節需用費に、町営住宅の石油給湯器の取替えなどの修繕料70万3,000円を追加計上しました。

16ページになります。

上段の9款消防費、1項消防費では、4目災害対策費において、本年7月末の落雷により故障した六戸消防署の防災行政無線補助局の修繕費用715万円ほかで、項の計で708万8,000円の追加計上となります。

次に、16ページ下段から17ページにかけての10款教育費、2項小学校費では、大曲小学校の児童数増加に伴い、1学級増やすための経費で、消耗品費、委託料、工事請負費、備品購入費へそれぞれ所要額を計上し、項の計で897万4,000円の追加計上となります。

続いて、18ページになります。

上段の10款教育費、4項社会教育費では、2目公民館費の13節委託料において、新型コ

コロナウイルス感染症の影響で文化ホールの自主事業の中止などにより減額計上したほか、15節工事請負費には、就業改善センター料理実習室漏水修繕工事費を追加計上し、項の計では485万2,000円の減額計上となります。

下段に移って、同じく5項保健体育費では、1目保健体育総務費の19節負担金補助及び交付金においては、これも新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました各種大会等への選手派遣補助金を減額計上したほか、4目学校給食費の19節負担金補助及び交付金においては、十和田地域広域事務組合の負担金確定による減額計上で、項の計では409万3,000円の減額計上となります。

以上で議案第58号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

3番、種市正孝君。

3番（種市正孝君）

説明書のほうの8ページなんですけれども、14節使用料及び15節の工事請負費、今、説明のほうに確定申告用の仮設プレハブということで上がっているんですけれども、例年ですと、一番下のところの会議室で申告のほうを行っていて、それを密になるということでプレハブを頼んでいるということだと思えるんですけれども、今年のプレハブを使った申告のやり方というんですか、受付の仕方というのを少し詳しく教えていただければと思うんですけれども。

議長（川村重光君）

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

今年度、来年の2月中旬から3月中旬にかけての1か月余りの申告相談になりますが、これまでどおりの相談なんですけど、受付をちょっと工夫しまして、まず受付時に体温測定をし、37.5度以上、高熱と疑われる方がいた場合、ご遠慮いただくと。要はその日の相談をちょ

っにご遠慮いただいて、体調が優れたときに再度お越しく下さいという形で行います。

また、体調の良い方で受付を済まされた方は、例年であれば会議室入ってすぐの中の椅子に座って待ってもらいますが、それを今回、別館の玄関を出て駐車スペースに3棟、これはエアコン設置してのプレハブを設置します。そこで待機してもらおうということになります。

その際、外での待機になりますので、受付済まされた方に呼出しベルを渡します。よくフードコートで注文した場合、何かカードタイプなどのベルありますよね。それを持たせて、その方の順番が回ったらそのベルに送信してブルブル、バイブレーターというんですか、そういう形で大丈夫ですよ、来て下さいという申告方法。また、車で待機するという方もおられますので、そのベルを活用してプレハブじゃなくても車でも待機できますよという形での申告を行う予定としております。

以上です。

議 長（川村重光君）

3番、種市正孝君。

3 番（種市正孝君）

そうしますと、このプレハブというのは待合室代わりにすると。連絡方法としては、そういうベルを使ってやるということで分かりました。

今年の特健診の場合には、日にちだけいつも決めていたんですけども、税務課のほうの確定申告も日にちだけという感じだったんですけども、一旦、何か確認を取って、その日に来るか来ないかとか、ある意味予約的なことで健診のほうはまずやられていたんですけども、そこまで詳しく、特定というか、人数を制限するような、確定させるようなことは今年には別にそこまではやらない。ただ、日にちだけこの期間、この日はここの地区ですよみたいな感じだけで、いつもどおりに割当てはやるということによろしいんですか。

議 長（川村重光君）

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

当日の対象となる方々、これは例年どおり、事前にあなたの地区はいつですという形での

はがきの通知をした上で行います。

ただ、どうしても、これまでもその日都合悪いという方は、その日、対象の日じゃないんだけども来る方もいらっしゃいますが、極力、今回は指定日をお願いしますという内容での通知をしようかなと今、検討しております。どうしてもその日が駄目だというのであれば、事前に連絡いただければ、こちらのほうでもちょっと調整しながら、密にならない、日によっては混雑しない日もありますので、しない地区といいますか指定日、そこに振り分けたりもするというので、今は検討しております。

議 長（川村重光君）

3 番、種市正孝君。

3 番（種市正孝君）

分かりました。

特に寒い時期ですので、取りあえず高齢者の方もいらっしゃいますので、寒さ対策だけはしっかりしてやっていただければとお願いします。

以上です。

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。

4 番、長根一男君。

4 番（長根一男君）

説明書の11ページでございますけれども、老人福祉費の8節の報償費で敬老会記念品等がなくなったと思って、マイナスになっておりますけれども、記念品はあげなかったということ、なくしたということでしょうか。

議 長（川村重光君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

お答えいたします。

敬老会の記念品等という額を記念品等としてやっておりまして、記念品というか、表彰状的には作成いたしまして、民生委員のお力を借りまして配付という形を取らせていただいております、あくまでも人数的なもので端数が出た分の減額でございます。

以上です。

(「分かりました」の声あり)

議 長 (川村重光君)

そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 令和2年度六戸町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決いたしました。

ここで、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時46分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第10 議案第59号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第59号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書28ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億6,806万3,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の27ページをご覧ください。

今回の補正予算は、国保システム関連経費の計上及び過年度交付金の精算に伴う償還金の確定によるものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

7款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計からの繰入金として41万6,000円を増額計上。

9款諸収入、4項雑入に令和元年度普通交付金の診療報酬等返還金292万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

28ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の委託料に、機器入替えに伴うシステム再インストール及び国保業務報告システム様式追加作業経費で19万8,000円を増額計上。

29ページをご覧ください。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金に、精算に伴う保険給付費等交付金償還金ほかで292万5,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第59号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第60号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第60号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書30ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,738万3,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書33ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金に社会資本整備総合交付金の交付率の変更により651万円を増額計上いたしました。

5款繰入金、1項他会計繰入金では、1目一般会計繰入金に施設維持管理経費の財源とするため35万7,000円を増額計上いたしました。

8款町債、1項町債は、国庫補助金の増額により下水道事業債650万円を減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

34ページをお開き願います。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費では、マンホールポンプの緊急通報装置交換などの増額により、目の計で36万7,000円を増額計上いたしました。2項建設事業費、1目建設費は、特定財源の変更でございます。

以上で議案第60号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第61号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

議案第61号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書34ページになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算を調整するものでございます。

それでは、内容については補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

37ページから42ページになります。

主な内容は、介護給付費の年度内見込額の変更によるものでございます。

まず最初に、歳入についてご説明いたします。

39ページをお開きください。

5款国庫支出金、2項国庫補助金、4目補助金に280万5,000円を増額計上。これは、介護システムの改修についての補助金が主なものになります。同じく5目保険者機能強化推進交付金に138万3,000円を増額計上。これは、自立支援や重度化防止等の取組に対し交付されるものであります。同じく6目介護保険保険者努力支援交付金に240万1,000円を増額計上。これは、従来の保険者機能強化推進交付金に加え、令和2年度より新たに創設された交付金で、予防や健康づくりに資する取組に重点化し、交付されるものでございます。

中段の9款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金に72万7,000円を減額計上。これは、人件費及び事務費分についての繰入れになります。同じく2項基金繰入金、1目介護保険財政調整基金繰入金に586万2,000円を減額計上。これは、歳出との関連で基金からの繰入れを減額したのになります。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

40ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費では、項の計で203万3,000円を増額計上。これは、人件費の精査及び介護システムの改修業務によるものでございます。

次の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、項の計で500万円を減額計上。41ページにかけての4項高額介護サービス等費では、項の計で500万円を増額計上。これらの保険給付費につきましては、各サービス給付費において、4月から10月までの実績を基に、年度内の見込額を見直したことにより補正するものでございます。

中段の4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険財政調整基金積立金では、事業運用益の減を見込みまして592万9,000円を減額計上。

下段の5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費では、サービスの実績見込みにより、1目介護予防・生活支援サービス事業費ほか、項の計で376万2,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第61号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時10分まで休憩いたします。

休憩（午前10時58分）

再開（午前11時10分）

議長（川村重光君）

それでは、休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第13 議案第62号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第62号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書36ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,141万6,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

45ページをご覧ください。

今回の補正予算は、制度改正に対応するシステム改修経費の計上により増額するものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金の事務費繰入金を85万9,000円増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

46ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の委託料に、軽減特例や住民税基礎控除の見直しに伴うシステム改修経費として85万9,000円増額計上いたしました。

以上で議案第62号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第63号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正

予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

議案第63号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書38ページをお開きください。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ43万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億156万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

49ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。

5款繰入金に、歳出予算の補正との関連におきまして、一般会計からの繰入金を43万円増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

50ページをお開きください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費の給与費等につきましては、人事異動による組替え、青森県人事委員会勧告による減額及び精査による補正でございます。2目新型コロナウイルス対策事業費では、11節需用費に風邪症状患者を専用入り口に誘導するためのカラーコーン購入費で4万円を増額計上。12節役務費に玄関インターホンと内線通話を行うための設定手数料として1万7,000円を増額計上。18節備品購入費に適切な湿度を保つための加湿器と、高齢者や手の不自由な方のための自動消毒薬液噴霧供給機の購入費として37万3,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第63号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

7番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

座ったままでいいんだっけか。

議 長（川村重光君）

はい。座ったままでよろしいです。

7 番（高坂 茂君）

コロナ対策で、今、診療所のほう対応していると思います、発熱外来の。そういった中で、現時点で対応状況といいますか、どういう形になっているのか、あらましを教えてくださいたいと思います。

議 長（川村重光君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

コロナ対策の対応状況ということですが、まず玄関で風邪症状患者と一般の患者さんと分ける作業を行っております。

風邪症状患者さんにつきましては、入り口を現在の職員玄関から入ってもらって、専用の診察室で診療し、会計、それから薬の処方とかもそのスペースで行うという形で対応を行っております、一般患者さんと風邪症状の患者さんとは一緒の場にならないような形で分けるような分離を行っております。

以上です。

議 長（川村重光君）

7 番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

そういう状況というんですか、今やっているわけなんですけれども、それで問題点はないのかどうか。

それから、例えば我々は内容を若干知っているわけで、熱がある場合は、一旦診療所のほうに電話を入れて、どうすればいいのかといった受け答えでやっていると思いますけれども、そういったところで地域住民、我々の、住民が今、コロナに対しての対応ということでどういった形で受診すればいいのか、そういったところを広報なりで伝えるという必要があると思うんですけれども、そこら辺はどうですか。

議 長（川村重光君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

風邪症状の患者さんにつきましては、基本的に受診される前に一旦電話で相談していただくという対応を取っております。

住民に対してのPRにつきましては、先月の広報で風邪症状患者さんの病院のかかり方ということで、広報でお知らせしております。

以上です。

議 長（川村重光君）

7番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

広報、それは多分よろしいと思います。ただ、私もそこは多分見落としていると思います。ですから、できれば回覧のチラシなんかで1回、こういった状況で対応していますよと、熱がある場合は、一旦電話入れていただきたいみたいなチラシを入れていただければ、私はなおベターだと思いますけれども。

議 長（川村重光君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

住民へのPR方法につきましては、どういった形で広報すればいいのか、今後検討してい

きたいと思います。

今、受診されている患者さん皆さんに、窓口で会計時に、風邪症状の場合は一旦相談してから訪れるようにという方法を窓口ではチラシを配って対応しております。全町民に対しては、今後どういう形でPRしたらいいかということ、効率的に行えるかということを検討してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（川村重光君）

そのほか。

5 番、杉山茂夫君。

5 番（杉山茂夫君）

今の質問にちょっと関連するんですが、実はPCR検査も含めた、やっぱりその可能性のある、熱のある患者は、今までは所轄の保健所に連絡を取ると。保健所の指示でどちらの病院に行くとか、そういうことを受けて診察していくという方針が、たしか12月から、保健所を通さずに直接かかりつけ医に行くということになりましたよね。その場合、今の仕方だと例えば現下熱がある、あるいは風邪症状の場合はこちらに行く。すると、病院のほうで、いわゆる診療所のほうで、これはPCR検査が必要だとか、それから受けてくださいとか、そういうことを判断されるんですか。あるいは診療所でもそういう検査が受けられるんですか。

議 長（川村重光君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

12月以前は、保健所に風邪症状患者の方は相談して保健所の指示に従うと。12月1日以降は、それがかかりつけ医のほうに業務が移ってきましたということでございます。

実際にコロナの患者さんを診られる、診察とか検査を行う医療機関としては、診療検査医療機関として県の指定を受けることとなります。その医療機関が、新聞等の報道によりますと154か所ということで、その名前は公開されていないんですが、診療所につきましては、

まだこの地域がコロナ感染に逼迫している状況ではないということで、現在は手上げはしておりません、その医療機関に。診療所がかかりつけ医になっている患者さんが、もし風邪で相談あった場合には、診察検査ができる医療機関をこちらから紹介して受診していただくという形になっております。

以上です。

議 長（川村重光君）

いいですか。

そのほか。

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

病院から診療所に名称が変わりまして、この運営に対しましては非常にご苦労さまだと思っております。

1点、お尋ねしたいわけでありますけれども、診療所利用者につきまして、運営、またはそれら全般について利用者の方から要望とか、それから苦情的なものがあるのか。あればその内容等について、答えられる範囲の中で答えていただきたいと思えます。

議 長（川村重光君）

分かりましたか、聞こえましたか。大丈夫ですか。

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

今のご質問にお答えいたします。

診療所といたしましては、要望、苦情等は診療所内に意見箱、意見を入れておくような箱を用意して対応しておりますが、現在のところ、その中に要望等は入ってございません。ただ、電話等に対応についての要望等がございますので、その件については内部ですぐに検討いたしまして、改善するよう対応しております。

以上です。

議 長（川村重光君）

11番、山本実君。

ちょっと聞きづらいそうですから、マイクを近づけてよろしくをお願いします。

1 1 番（山本 実君）

まず、多様な要望等については、1つずつ答えるということは、特に予算等絡む問題につきましては、無理な場合があるかとも思うんです。ただ、基本的な要望等については、細かく説明しなくても理解していただけると思うんですが、それらのもの等々につきましては即座に対応し、利用者の方々にご不満のないような、そういう対策を取っていただきたいと思うんです。それらのものについて、事務長、どのように考えているかお尋ねしたいと思います。

議 長（川村重光君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

そういった苦情等につきましては、早急に対応するような体制を取っております。

要望等につきましては、予算等の関係もございまして、その辺は若干、検討という形で時間はかかるかと思いますが、よりよい診療所を目指して検討していきたいと思っております。

以上です。

議 長（川村重光君）

11番、山本実君。

1 1 番（山本 実君）

町民の医療を確保するためには、診療所というようなものは絶対的に必要なところであるわけでありまして、今後とも運営に関しましては、利用者の方々のご意見を取り入れながら進めていただきたい、このことをお願い申し上げまして終わります。

議 長（川村重光君）

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 同意第19号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（川村重光君）

着席。

起立全員であります。

よって、同意第19号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第16 同意第20号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

着席してください。

起立全員であります。

よって、同意第20号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第17 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、杉山茂夫君から、同委員会へ付託した陳情の審査について閉会中も継続審査を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により継続審査申出書が議長に提出されております。

なお、審査の内容につきましては、お手元に配付の継続審査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上、総務常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は総務常任委員会において継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第6回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時32分）